議案第77号

裁判上の和解について議決を求める件

裁判上の和解について、地方自治法第96条第１項第12号の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和８年６月提出

鹿児島県知事　　塩田康一

県は、鹿児島簡易裁判所に係属中の事件に関し、次のとおり裁判上の和解を行うものとする。

１　事件名

鹿児島簡易裁判所令和７年（ハ）第669号国家賠償請求事件

２　和解をする相手方（以下「相手方」という。）の住所及び氏名

[redacted]

[redacted]

３　事件の内容及び裁判の経過

⑴　相手方は、令和７年６月９日に臨港道路谷山一区北線を走行していた相手方所有の普通乗用自動車が同道路にある陥没に落ち込み、右フロントタイヤ及びホイールが損傷したことに関し、同年10月21日に鹿児島簡易裁判所に、県を被告とする国家賠償請求訴訟を提起した。

⑵　訴訟の提起以来、同裁判所において審理されてきたが、令和８年３月５日に裁判官から和解勧告がなされたものである。

４　和解の内容

⑴　県は、相手方に対し、解決金として、金120,000円の支払義務があることを認める。

⑵　県は、相手方に対し、前号の金員を、令和８年　月　日限り、相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、県の負担とする。

⑶　相手方は、その余の請求を放棄する。

⑷　相手方及び県は、相手方と県との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

⑸　訴訟費用は、各自の負担とする。

５　和解の理由

臨港道路の管理に一定の瑕疵があったこと及び裁判官から和解勧告がなされていることを踏まえ、本件事件の早期解決を図ろうとするものである。

（提案理由）

鹿児島簡易裁判所令和７年（ハ）第669号国家賠償請求事件について、裁判上の和解をしようとするものである。